

■「エポスカード規約」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[3] (1)リボルビング払い            締切日における商品購入代金の残高(以下「<b>締切日残高</b>」という)に対し、以下の【ショッピングの月々のお支払額算出表】記載の<b>弁済金</b>(手数料を含む、以下本条において「<b>支払金</b>」という)をお支払いいただく方法です。手数料率は毎月の<b>締切日残高</b>に対し、実質年率15.0%とします。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<b>締切日残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。また、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p>定額コース            本コースに変更された会員は、<b>締切日残高</b>にかかわらず、月々の支払金が下表のとおりとなります。            「定額コース」のうち、月払額5,000円コースについては、リボ・分割・ボーナス払いご利用可能枠は30万円まで、月払額10,000円コースについては、同様に70万円まで、月払額15,000円コースについては、同様に110万円までとなります。ただし、<b>お支払残高</b>によっては選択できないコースがございます。なお、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。また、<b>締切日残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[3] (1)リボルビング払い            締切日における商品購入代金の残高(以下「<b>締切日元金残高</b>」という)に対し、以下の【ショッピングの月々のお支払額算出表】記載の<b>金額</b>(手数料を含む、以下本条において「<b>支払金</b>」という)をお支払いいただく方法です。手数料率は毎月の<b>締切日元金残高</b>に対し、実質年率15.0%とします。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<b>締切日元金残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。また、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p>定額コース            本コースに変更された会員は、<b>締切日元金残高</b>にかかわらず、月々の支払金が下表のとおりとなります。            「定額コース」のうち、月払額5,000円コースについては、リボ・分割・ボーナス払いご利用可能枠は30万円まで、月払額10,000円コースについては、同様に70万円まで、月払額15,000円コースについては、同様に110万円までとなります。ただし、<b>コース変更時における元金の残高</b>によっては選択できないコースがございます。なお、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。また、<b>締切日元金残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[3] (6)お支払方法の変更            (略)            a.リボルビング払い:支払金は、(1)の<b>締切日残高</b>および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[3] (6)お支払方法の変更            (略)            a.リボルビング払い:支払金は、(1)の<b>締切日元金残高</b>および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[8] 会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料およびカード利用代金等(キャッシングの利用代金を除く)の支払いの受領に要する費用として、484円(税込)を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。</p>
<p>第12条(キャッシングの返済方式等)</p> <p>[1] 会員がリボルビング払いをご利用される場合は、カード発行時に定めた利用締切日における融資元金残高(以下「<b>締切日残高</b>」という)に応じ、以下の【キャッシングの月々のお支払額算出表】記載の<b>金額</b>(利息を含む、以下「<b>返済金</b>」という)を支払日にお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(1)リボルビング払い(残高スライド元利定額)            なお、2002年4月15日以前からの会員で返済方式を変更されていない方は、<b>締切日残高</b>が5万円以下の場合、上表とは異なり返済金(月々のお支払額)は、5,000円になります。(旧標準コース)</p> <p>(2)リボルビング払い(定額)            返済方式を定額コース(支払額指定払い)に変更または指定された会員は、<b>締切日残高</b>にかかわらず、月々のお支払いが下表のとおりとなります。</p>	<p>第12条(キャッシングの返済方式等)</p> <p>[1] 会員がリボルビング払いをご利用される場合は、カード発行時に定めた利用締切日における融資元金残高(以下「<b>締切日元金残高</b>」という)に応じ、以下の【キャッシングの月々のお支払額算出表】記載の<b>金額</b>(利息を含む、以下「<b>返済金</b>」という)を支払日にお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(1)リボルビング払い(残高スライド元利定額)            なお、2002年4月15日以前からの会員で返済方式を変更されていない方は、<b>締切日元金残高</b>が5万円以下の場合、上表とは異なり返済金(月々のお支払額)は、5,000円になります。(旧標準コース)</p> <p>(2)リボルビング払い(定額)            返済方式を定額コース(支払額指定払い)に変更または指定された会員は、<b>締切日元金残高</b>にかかわらず、月々のお支払いが下表のとおりとなります。</p>
<p>[2] 会員がお支払方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の1回払い分のご利用をリボルビング払いに変更できます。この場合、当初ご利用日にリボルビング払いでのご利用があったものとみなし、新たにリボルビング払いでお支払いいただく返済金は、[1]の<b>締切日残高</b>および変更した1回払い分の合計額を基準として計算します。また、その利息も、その合計額に基づき計算します。</p>	<p>[2] 会員がお支払方法の変更を申し出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の1回払い分のご利用をリボルビング払いに変更できます。この場合、当初ご利用日にリボルビング払いでのご利用があったものとみなし、新たにリボルビング払いでお支払いいただく返済金は、[1]の<b>締切日元金残高</b>および変更した1回払い分の合計額を基準として計算します。また、その利息も、その合計額に基づき計算します。</p>

改訂前	改訂後
[5] 利息は <b>締切日残高</b> に対し、前のお支払日の翌日から今回の支払日までの日数に応じた日割計算によって求めた金額とします。ただし、1回払いおよび利用後の第1回目の支払日の利息については、利用の翌日から支払日までの日数に応じた日割計算によって求めた金額とします。	[5] 利息は <b>締切日元金残高</b> に対し、前のお支払日の翌日から今回の支払日までの日数に応じた日割計算によって求めた金額とします。ただし、1回払いおよび利用後の第1回目の支払日の利息については、利用の翌日から支払日までの日数に応じた日割計算によって求めた金額とします。
[7] <b>締切日残高</b> により、返済金が所定の返済金を下回る場合には、当該返済金の全額をお支払いいただきます。また、利息が所定の返済金を上回る場合には、当該利息の全額をお支払いいただきます。	[7] <b>締切日元金残高</b> により、返済金が所定の返済金を下回る場合には、当該返済金の全額をお支払いいただきます。また、利息が所定の返済金を上回る場合には、当該利息の全額をお支払いいただきます。
第18条(遅延損害金) [1] 会員が、カード利用代金等(キャッシングの <b>返済</b> を除く)の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。	第18条(遅延損害金) [1] 会員が、カード利用代金等の <b>支払い(キャッシングの返済を除く)</b> を遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第19条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。
第19条(期限の利益の喪失) [1] (1)カード利用代金等(1回払いによる場合及びキャッシングの <b>返済</b> を除く)の支払いを遅延し、20日以上を期間を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。	第19条(期限の利益の喪失) [1] (1)カード利用代金等(1回払いによる場合 <b>を除く</b> )の <b>支払い(キャッシングの返済を除く)</b> を遅延し、20日以上を期間を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。

■「個人情報の取り扱いに関する同意条項」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
第3条(個人情報情報機関への登録・利用) [3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。  (株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>  (株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a>	第3条(個人情報情報機関への登録・利用) [3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。  (株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>  (株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館 4階 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a>

■「運転免許クレジット規定」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
第13条(反社会的勢力の排除) [1] 申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。	第13条(反社会的勢力 <b>等</b> の排除) [1] 申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。
第2条(分割支払金の支払い方法) <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 150px;">新規追加</div>	第2条(分割支払金の支払い方法) [3] 会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円(税込)を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。

■「運転免許クレジット 個人情報の取り扱いに関する同意条項」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>	<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館 4階 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>

■「デンタルクレジット規定」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第13条(反社会的勢力の排除)</p> <p>[1] 申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p>	<p>第13条(反社会的勢力等の排除)</p> <p>[1] 申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p>
<p>第2条(分割支払金の支払い方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>新規追加</p> </div>	<p>第2条(分割支払金の支払い方法)</p> <p>[3] 会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円(税込)を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。</p>

■「デンタルクレジット規定 個人情報の取り扱いに関する同意条項」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>	<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館 4階 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>

■「引越クレジット規定」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第13条(反社会的勢力の排除)</p> <p>[1] 申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p>	<p>第13条(反社会的勢力等の排除)</p> <p>[1] 申込者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p>
<p>第2条(分割支払金の支払い方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>新規追加</p> </div>	<p>第2条(分割支払金の支払い方法)</p> <p>[3] 会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および分割支払金の支払いの受領に要する費用として、484円(税込)を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。</p>

■「引越クレジット規定 個人情報の取り扱いに関する同意条項」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>	<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館 4階 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>

■「すみかえ応援クレジット規定 個人情報の取り扱いに関する同意条項」新旧対照表(2025年3月21日版)

改訂前	改訂後
<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>	<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館 4階 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>

■「Apple専用分割プログラム(残価設定プラン)利用規約」新旧対照表(2025年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第3条(支払方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第3条(支払方法)</p> <p>[3] 申込者が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料および代金等の支払いの受領に要する費用として、484円(税込)を申込者は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払方法にて支払うものとします。</p>
<p>第8条(最終回支払金の再分割払い)</p> <p>[2] 前項により申込者が最終回支払金の再分割払いを選択した場合、当社は再分割払いに関する支払条件の内容を、電磁的手段によって申込者に通知するものとし、申込者は当該内容のとおり支払うものとします。</p>	<p>第8条(最終回支払金の再分割払い)</p> <p>[2]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">削除</div>

■「Apple専用分割プログラム(残価設定プラン) 個人情報の取扱いに関する同意条項」新旧対照表(2025年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 &lt;<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>&gt;</p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 &lt;<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a>&gt;</p>	<p>第3条(個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 &lt;<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>&gt;</p> <p>(株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4F TEL 0570-055-955 &lt;<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a>&gt;</p>

■「JQ CARD エポスに関わる会員カード規約 ICカード乗車券取扱規則(抜粋版)」新旧対照表(2025年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第11条(SUGOCAの失効)</p> <p>SUGOCAの発券若しくはICカードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はSUGOCA定期券の発売、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、当該SUGOCAに係る利用者の権利は失効します。</p>	<p>第11条(SUGOCAの失効)</p> <p>SUGOCAの発券若しくはICカードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はSUGOCA定期券の発売、払いもどし若しくは更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には、当該SUGOCAに係る利用者の権利は失効します。<b>ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。</b></p>
<p>第32条(SUGOCA乗車券の紛失再発行)</p> <p>(3) 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式</p> <p>3 SUGOCA乗車券1枚につき紛失再発行手数料<b>510円</b>とデポジット500円を現金で収受します。</p>	<p>第32条(SUGOCA乗車券の紛失再発行)</p> <p>(3) 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式</p> <p>3 SUGOCA乗車券1枚につき紛失再発行手数料<b>520円</b>とデポジット500円を現金で収受します。</p>
<p>第32条(SUGOCA乗車券の紛失再発行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第32条(SUGOCA乗車券の紛失再発行)</p> <p>7 第2項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該記名式SUGOCA乗車券の記名人の代理人に対し、当該各項に規定する取扱いを行うことがあります。</p>

■「JQ CARD エポスに関わる会員カード規約 SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」新旧対照表(2025年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第9条(利用契約の解除)</p> <p>(8) カード会社が、オートチャージサービス利用者のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合</p>	<p>第9条(利用契約の解除)</p> <p>(8) <b>クレジットカード会社</b>が、オートチャージサービス利用者のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合</p>

■「JQ CARD エポスに関わる会員カード規約 JRキューポ利用規約」新旧対照表(2024年12月20日制定)

改訂前	改訂後
<p>第1条(本規約の目的)</p> <p>(5) 当社が定めるその他の利用者</p>	<p>第1条(本規約の目的)</p> <p>(5) <b>当社が、「JRキューポアプリ会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者</b></p> <p>(6) <b>当社が、「JR九州エクスプレス予約サービス会員規約」または「スマートEXサービス会員規約」などに基づいて提供するサービス(以下「EXサービス」といいます。)の利用者</b></p> <p>(7) <b>当社が定めるその他の利用者</b></p>
<p>第2条(適用範囲)</p> <p>2 利用者は、この規約並びに第1条の(1)から(4)の規約・規則等に定めていない事項については、当社、当社グループ企業、当社が提携する企業がJRキューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定等(以下、「利用規約等」といいます。)に従うものとします。</p>	<p>第2条(適用範囲)</p> <p>2 利用者は、この規約並びに第1条の(1)から<b>(6)</b>の規約・規則等に定めていない事項については、当社、当社グループ企業、当社が提携する企業がJRキューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定等(以下、「利用規約等」といいます。)に従うものとします。</p>
<p>第3条(用語の定義)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第3条(用語の定義)</p> <p>(5) <b>「加盟店」とは、所定の手続きにより当社が認めた、JRキューポアプリの会員証機能及びクーポン機能などを利用して提供するサービスを利用して商品など(役務またはサービスを含みます。)を販売する者をいいます。</b></p>
<p>第4条(ポイントの付与)</p> <p>(3) SUGOCAのSF利用、又は当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店における電子マネー利用に応じた付与</p> <p>(4) 利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与</p> <p>(5) その他当社が別途定める方法により付与</p>	<p>第4条(ポイントの付与)</p> <p>(3) <b>当社が指定するJRキューポ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネー利用に応じた付与</b></p> <p>(4) <b>SUGOCAのSF利用、又は当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店における電子マネー利用に応じた付与</b></p> <p>(5) <b>JRキューポアプリの利用金額などに応じた付与</b></p> <p>(6) <b>利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与</b></p> <p>(7) <b>その他当社が別途定める方法により付与</b></p>
<p>第5条(ポイントの効力)</p> <p>2 JRキューポは、付与された日から2年後の月末まで有効です。有効期限を過ぎたJRキューポは自動的に失効します。</p> <p>3 利用者が、この規約及び第1号に記載される各サービスの規約等に違反した場合、利用者に付与されているJRキューポは失効します。</p>	<p>第5条(ポイントの効力)</p> <p>2 <b>JRキューポは、原則として付与された日から2年後の月末まで有効です。</b></p> <p>3 <b>前項の定めによらず、JRキューポの有効期限は提供するサービスやキャンペーン等によって異なることがあります。</b></p> <p>4 <b>有効期限を過ぎたJRキューポは自動的に失効します。</b></p> <p>5 <b>利用者が、本規約及び第1条各号に記載される各サービスの規約などに違反した場合、利用者に付与されているJRキューポは失効します。</b></p>

改訂前	改訂後
<p>第6条(ポイントの照会・合算)</p> <div data-bbox="344 243 743 362" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第6条(ポイントの照会・合算)</p> <p>5 利用者が、本条第2項で定めるJRキューボの合算のための登録をした状態であっても、JQ CARDまたは記名式SUGOCAを解約した場合には、各々のJQ CARDまたは記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキューボは失効いたします。</p>
<p>第7条(ポイントの交換)</p> <p>2 前項に定める手続きによって一旦交換したJRキューボは、その交換を取消すことはできません。</p> <p>6 JRキューボを商品・サービスに交換した後に、JR九州インターネット列車予約、JQ CARDのカードショッピング、SUGOCAのSF利用など、JRキューボ付与のもととなった取引の一部、又は全部を取消した場合、交換したJRキューボに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。</p>	<p>第7条(ポイントの交換)</p> <p>2 前項に定める手続きによって一旦交換したJRキューボは、その交換を取消すことはできません。なお、交換により取得するJRキューボは、Web会員サービス、または交換時に用いた各々のJQ CARDまたはSUGOCAへ個別に付与されます。</p> <p>6 JRキューボを商品・サービスに交換した後に、JR九州インターネット列車予約、JQ CARDのカードショッピング、当社が指定するJRキューボ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネー利用など、JRキューボ付与のもととなった取引の一部、または全部を取消した場合、交換したJRキューボに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。</p>
<p>第8条(ポイントのSUGOCAチャージ)</p> <p>2 ポイントチャージの取扱はSUGOCA用の自動券売機に限ります。</p>	<p>第8条(ポイントのSUGOCAチャージ)</p> <p>2 ポイントチャージ機能付自動券売機では、前項の規定によらず、利用者が保有するSUGOCAへの現金チャージと同時に自動でポイントチャージを行うことができます。</p>
<div data-bbox="138 1225 936 1374" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第9条(ポイントの利用)</p> <p>利用者は第6条第2項で規定するJRキューボの合算対象として予め登録したJRキューボアプリの提供するサービスの利用により、当社が別途定める加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の一部または全部を支払うことができます。</p>
<p>第10条(免責事項)</p> <p>3 自動改札機などの機器の障害や輸送障害又は運営上の都合により、やむを得ずSUGOCAが利用できないことによって、当該利用に対するJRキューボの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。</p>	<p>第11条(免責事項)</p> <p>3 機器の障害や輸送障害または運営上の都合により、やむを得ず当社が指定するJRキューボ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネーが利用できないことによって、当該利用に対するJRキューボの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。</p>
<p>第14条(規約の発効)</p> <p>本会員規約は、日本標準時間2017年7月7日から有効とします。</p>	<p>第15条(規約の発効)</p> <p>本会員規約は、日本標準時間2024年12月20日から有効とします。</p>

■「JQ CARD エポスに関わる会員カード規約 SUGOCA利用者に関する附則」新旧対照表(2024年12月20日制定)

改訂前	改訂後
<p>第1条(SUGOCAのSF利用時のポイント付与) 当社は、次の各号に定めるSUGOCAのSF利用について、JRキューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。</p> <p>(1) SUGOCAで当社線を利用するとき、自動改札機(福岡市交通局高速鉄道線設置の自動改札機を含む。)による入出場を行った際の運賃に、ICカード乗車券取扱規則第18条に定めるSUGOCAの利用エリア内の当社線が含まれる場合</p> <p>(2) SUGOCAで、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜接続地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合</p> <p>(3) SUGOCAで、ICカード乗車券取扱規則第60条に規定するエリア内を自動改札機による入出場を行った場合</p> <p>(4) SUGOCA用の自動券売機で、SUGOCAのSFと、ICカード乗車券取扱規則第18条に定めるSUGOCAの利用エリア内着となる自由席特急券とを引き換える場合</p> <p>(5) 当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店で、SUGOCAのSFをSUGOCA電子マネーとして使用した場合</p> <p>(6) 当社若しくはICカード乗車券取扱規則第59条第2項に規定する事業者(以下「SUGOCA事業者」といいます。)が実施する施策等により定めた条件のもとで、SUGOCAのSFによる当社線若しくはSUGOCA事業者線の利用又は加盟店での電子マネー利用を行った場合</p>	<p>第1条(SUGOCAのSF利用時のポイント付与) 当社は、次の各号に定めるSUGOCAのSF利用について、JRキューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。</p> <p>(1) SUGOCAで、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜接続地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合</p> <p>(2) 当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店で、SUGOCAのSFをSUGOCA電子マネーとして使用した場合</p> <p>(3) 当社若しくはICカード乗車券取扱規則第59条第2項に規定する事業者(以下「SUGOCA事業者」といいます。)が実施する施策等により定めた条件のもとで、SUGOCAのSFによる当社線若しくはSUGOCA事業者線の利用又は加盟店での電子マネー利用を行った場合</p>
<p>4 SUGOCAのSF利用が次の各号の1に該当する場合は、ポイント付与の対象となりません。</p> <p>(1) SUGOCAのSFと乗車券類等(SUGOCA事業者が発売する乗車券を含みます。)を引き換えた場合。ただし、第1項第4号に定める場合を除きます。</p> <p>8 JRキューポは、付与対象となるSF利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1項第6号に基づいて付与するJRキューポは付与対象となるSF利用があった日の4日後以降に付与処理を行います。</p>	<p>4 SUGOCAのSF利用が次の各号の1に該当する場合は、ポイント付与の対象となりません。</p> <p>(1) SUGOCAのSFと乗車券類等(SUGOCA事業者が発売する乗車券を含みます。)を引き換えた場合。</p> <p>8 JRキューポは、付与対象となるSF利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1項第3号に基づいて付与するJRキューポは付与対象となるSF利用があった日の4日後以降に付与処理を行います。</p>
<p>第5条(返品・払いもどし時の処理) 当社の指定するJRキューポ付与の対象とある加盟店において、商品の購入時・サービス等の申込時にJRキューポ付与の対象となった商品・サービス等の返品、払いもどし、取消し等を請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCA及び当該商品等に係わるレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与されたJRキューポに相当するポイントの差し引き又は対価の返還を当社より請求する場合があります。</p> <p>2 SUGOCA利用者に関する附則の第1条第1項に規定する自由席特急券について、払いもどしを請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCAを提示しなければなりません。</p>	<p>第5条(返品・払いもどし時の処理) 当社の指定するJRキューポ付与の対象とある加盟店において、商品の購入時・サービス等の申込時にJRキューポ付与の対象となった商品・サービス等の返品、払いもどし、取消し等を請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCA及び当該商品等に係わるレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与されたJRキューポに相当するポイントの差し引き又は対価の返還を当社より請求する場合があります。</p> <p>2</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">削除</div>

■「JQ CARD エポスに関わる会員カード規約 JRキューポアプリ利用者に関する附則」新旧対照表(25年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第1条(JRキューポアプリ利用時のポイント付与) (1) 当社は、JRキューポアプリ利用者の加盟店における会員証機能の利用により、JRキューポを付与するものとします。</p>	<p>第1条(JRキューポアプリ利用時のポイント付与) (1) 当社は、JRキューポアプリ利用者の加盟店における会員証機能などのJRキューポアプリ機能の利用により、JRキューポを付与するものとします。</p>
<p>第2条(JRキューポアプリ利用者に対して付与されたJRキューポの効力) 以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。</p> <p>(1) JRキューポアプリ仮会員が、別途定める期間までにJR九州Web会員ID及びパスワードを用いた認証を行わない場合</p>	<p>第2条(JRキューポアプリ利用者に対して付与されたJRキューポの効力) 以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。</p> <p>(1) JRキューポアプリ仮会員及びLINE仮会員が、別途定める期間までにJR九州Web会員ID及びパスワードを用いた認証を行わない場合</p>



■「立替払委託契約における個人情報の取り扱いに関する同意条項」新旧対照表(25年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第2条(指定信用情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 丙の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下のとおりです。当該機関への加盟資格、加盟会員企業名等は当該機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中に新たな個人信用情報機関の申込者の個人情報を利用し、また登録することとなる場合は、別途書面等により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>(株)日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>	<p>第2条(指定信用情報機関への登録・利用)</p> <p>[3] 丙の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は以下のとおりです。当該機関への加盟資格、加盟会員企業名等は当該機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中に新たな個人信用情報機関の申込者の個人情報を利用し、また登録することとなる場合は、別途書面等により通知し、同意を得るものとします。</p> <p>(株)シー・アイ・シー (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>(株)日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4F TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>